

## 江南市へ提出される納品書・請求書の押印について

令和4年4月1日から納品書及び請求書への押印は不要となりました。

ただし、今までどおり押印があるものも受け付けます。

### 【納品書・請求書に記入誤りがあった場合】

新しく作成し直していただくか、従来どおり訂正印での訂正をお願いします。

※請求金額欄（合計欄）につきましては、訂正印での訂正はできません。

新しく作成し直していただきますようお願いいたします。

【参考】訂正印での訂正方法は以下のとおりです。

- ① 氏名欄（印の箇所）に押印（※）する。
- ② 記入誤りの箇所を二重線で消し、二重線の上に①と同じ印で訂正印を押印する。
- ③ その上など、近くに正しい文言を記載する。

※法人や団体においては、代表者の印を押印してください。